［　第２編　災害予防対策　］

【第２編　災害予防対策　目次】

第１章　　総合防災体制の整備

第１節　　防災体制の整備 1

第１　中枢組織体制の整備
第２　防災中枢機能等の確保、充実
第３　防災拠点の整備
第４　装備資機材等の整備
第５　防災訓練の実施
第６　人材の育成
第７　防災に関する調査研究の推進
第８　広域防災体制の整備
第９　自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備
第10　自治体被災による行政機能の低下等への対策
第11　事業者、ボランティアとの連携

第２節　　情報収集伝達体制の整備..... 13

第１　情報収集伝達体制の整備
第２　情報収集伝達体制の強化
第３　災害広報体制の整備

第３節　　火災予防対策の推進..... 17

第１　建築物等の火災予防
第２　林野火災予防

第４節　　消火・救助・救急体制の整備..... 19

第１　消火・救助・救急体制の整備
第２　連携体制の整備

第５節　　災害時医療体制の整備..... 21

第１　災害医療の基本的考え方
第２　医療情報の収集・伝達体制の整備
第３　現地医療体制の整備
第４　後方医療体制の整備
第５　医薬品等の確保体制の整備
第６　患者等搬送体制の確立
第７　個別疾病対策
第８　関係機関協力体制の確立
第９　医療関係者に対する訓練等の実施

第６節　緊急輸送体制の整備..... 27
第１　陸上輸送体制の整備
第２　航空輸送体制の整備
第３　水上輸送体制の整備
第４　輸送手段の確保体制
第５　交通規制・管制の整備
第７節　避難受入れ体制の整備..... 31
第１　避難場所、避難路の指定
第２　避難場所、避難路の安全性の向上
第３　指定避難所の指定、整備
第４　避難者の受入れ
第５　避難指示等の事前準備
第６　避難誘導体制の整備
第７　広域避難体制の整備
第８　応急危険度判定制度の整備
第９　応急仮設住宅等の事前準備
第10　斜面判定制度等の整備
第11　罹災証明書の発行体制の整備
第８節　緊急物資確保体制の整備..... 42
第１　給水体制の整備
第２　食料・生活必需品の確保
第９節　ライフライン確保体制の整備..... 45
第１　上水道（大阪広域水道企業団）
第２　下水道（町、府）
第３　電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（大阪南本部　岸和田配電営業所））
第４　ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（南部事業部））
第５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
第６　ＬＰガス（一般社団法人大阪府ＬＰガス協会泉佐野阪南支部）
第７　住民への広報
第８　倒木等への対策
第10節　交通確保体制の整備..... 52
第１　鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社（みさき公園駅））
第２　道路施設（町、府、近畿地方整備局 大阪国道事務所）
第３　港湾施設、漁港施設（府）

第11節　避難行動要支援者支援体制の整備 53

第12節　帰宅困難者支援体制の整備 59

第13節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 61

第１　第六次地震防災緊急事業五箇年計画
第２　地震防災上必要なため池の整備

第２章　地域防災力の向上

第１節　防災意識の高揚 65

第１　防災知識の普及啓発
第２　学校等における防災教育
第３　消防団等が参画した防災教育
第４　災害教訓の伝承
第５　南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置

第２節　自主防災体制の整備 70

第１　地区防災計画の策定等
第２　自主防災組織の育成
第３　事業者による自主防災体制の整備
第４　救助活動の支援

第３節　ボランティアの活動環境の整備 74

第４節　企業防災の促進 76

第３章　災害予防対策の推進

第１節　都市の防災機能の強化 81

第１　防災空間の整備
第２　都市基盤施設の防災機能の強化
第３　土木構造物の耐震対策等の推進
第４　ライフライン施設の災害予防対策
第５　災害発生時の廃棄物処理体制の確保

第２節　地震災害予防対策の推進 90

第１　建築物の耐震対策促進
第２　建築物の安全性に関する指導等
第３　空き家等の対策

第４　文化財
第３節　津波災害予防対策の推進..... 93
第１　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方
第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）
第３　津波から「逃げる」ための総合的な対策
第４節　水害予防対策の推進..... 100
第１　洪水（河川）対策
第２　高潮対策
第３　水害減災対策
第４　下水道の整備
第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策
第５節　土砂災害予防対策の推進..... 108
第１　警戒避難体制の確立
第２　土石流対策（砂防）
第３　地すべり対策
第４　急傾斜地崩壊対策
第５　土砂災害警戒区域等における防災対策
第６　土砂災害警戒情報等の作成・発表
第７　山地災害対策
第８　宅地造成及び盛土等対策
第９　道路防災対策
第６節　危険物等災害予防対策の推進..... 113
第１　危険物災害予防対策
第２　高圧ガス災害予防対策
第３　火薬類災害予防対策
第４　毒物劇物災害予防対策
第５　危険物積載船舶等火災予防対策

［　第２編　災害予防対策　］

第　１　章

総合防災体制の整備

第１節　　防災体制の整備

本町は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第１　　中枢組織体制の整備

１．組織体制の整備

本町域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

また、本町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

（１）　岬町防災対策連絡会議　　［資料編　８頁］

防災対策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。

［組織］　会　　長　　危機管理監
副 会 長　　危機管理担当課長
会　　員　　部長（室長）、理事（総括理事）、企画政策推進監、会計管理者、教育次長、議会事務局長、危機管理担当

（２）　岬町災害警戒本部

災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、小規模な災害が発生したとき、本町または隣接市（阪南市、和歌山市）において震度４を観測したとき、その他町長あるいは危機管理監が必要と認めたときに設置する。

［組織］　本 部 長　　町長
副本部長　　副町長、教育長
本 部 員　　危機管理監、部長（室長）、理事（総括理事）、企画政策推進監、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防団長、消防署長、危機管理担当

（３）　岬町災害対策本部　　［資料編　７頁］

中規模・大規模の災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき、本町または隣接市（阪南市、和歌山市）において震度５弱以上を観測したとき、その他町長が必要と認めたときに設置する。

［組織］　本 部 長　　町長
副本部長　　副町長、教育長
本 部 員　　危機管理監、部長（室長）、理事（総括理事）、企画政策推進監、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防団長、消防署長、危機管理担当

なお、町長に事故のあるときまたは欠けたときの本部長の代理は、副町長、教育長、危機管理監、まちづくり戦略室長を本部長の順とする。

２．町の動員体制の整備

本町は、災害時の組織体制の整備とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員の配備体制及び参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

（１）　職員の配備基準

（風水害）

ア　警戒本部体制

・　災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。

・　各種気象警報等が発表されたとき。

イ　対策本部１号又は、２号体制

・　小規模な災害が発生したとき、または発生するおそれが高まったとき。

ウ　対策本部１号、２号体制（全職員）

・　中規模、大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれが高まったとき。

非常配備体制（風水害）

	区　　分	参集職員数	配備体制要件		
			気象	高潮	土砂災害
災害対応	警戒本部体制 （災害対策本部員）	約50人	〈警報〉 自動参集 関係部署	〈注意報〉 自動参集 関係部署	
	対策本部１号 又は、２号体制 （災害対策本部員）	約120人	〈警報〉 参集指示あり 関係部署	〈警報〉 参集指示あり 関係部署	〈警戒情報〉 参集指示あり 関係部署
	対策本部 １号、２号体制 （災害対策本部員）	約190人 （全職員）	〈警報・特別〉 参集指示あり 関係部署	〈警報・特別〉 参集指示あり 関係部署	〈警戒情報〉 参集指示あり 関係部署

（地震・津波）

ア　警戒本部体制

・　本町または隣接市（阪南市、和歌山市）において震度４の地震が発生したとき。

・　津波予報区（大阪府）において津波注意報が発表されたとき。

イ　対策本部Ａ号体制

・　本町または隣接市（阪南市、和歌山市）において震度５弱の地震が発生したとき。

・　津波予報区（大阪府）において津波警報が発表されたとき。

ウ　対策本部Ａ号、Ｂ号体制（全職員）

・　本町または隣接市（阪南市、和歌山市）において震度５強以上の地震が発生したとき。

・　津波予報区（大阪府）において大津波警報が発表されたとき。

・　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表されたとき。

非常配備体制（地震・津波）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">参集職員数</th><th colspan="2">配備体制要件</th></tr>
<tr><th>地震</th><th>津波</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災害対応</td><td>警戒本部体制
（災害対策本部員）</td><td>約 50 人</td><td>〈震度４〉
自動参集
関係部署</td><td>＜津波注意報＞
自動参集
関係部署</td></tr>
<tr><td>対策本部Ａ号体制
（概ね１時間未満の者）
（災害対策本部員）</td><td>約 100 人</td><td>〈震度５弱〉
自動参集
関係部署</td><td rowspan="2">〈津波・大津波警報〉
自動参集
関係部署</td></tr>
<tr><td>対策本部Ａ号、Ｂ号体制
（災害対策本部員）</td><td>約 190 人
（全職員）</td><td>〈震度５強以上〉
自動参集
関係部署</td></tr>
</table>

※大阪府職員（緊急防災推進員５名）は、府内に震度５弱以上の震度を観測した場合に、岬町と府の連絡調整の補助として自主参集する。

（２）　指令の伝達系統及び方法

ア　平常執務時の伝達系統

庁内放送等により配備指令を行う。

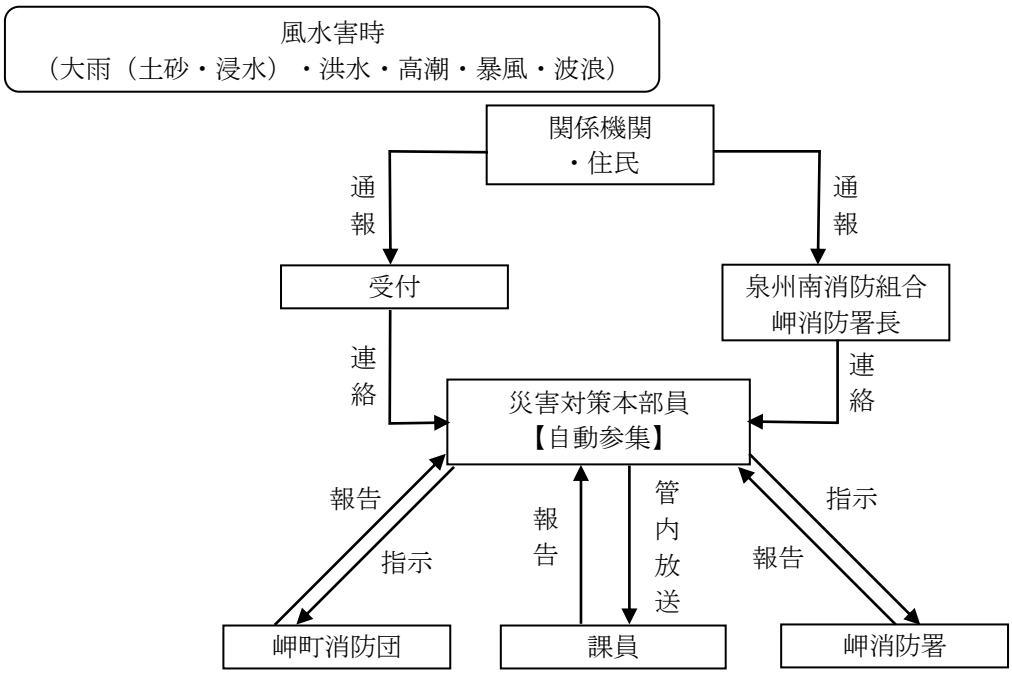

イ　執務時間外の伝達系統

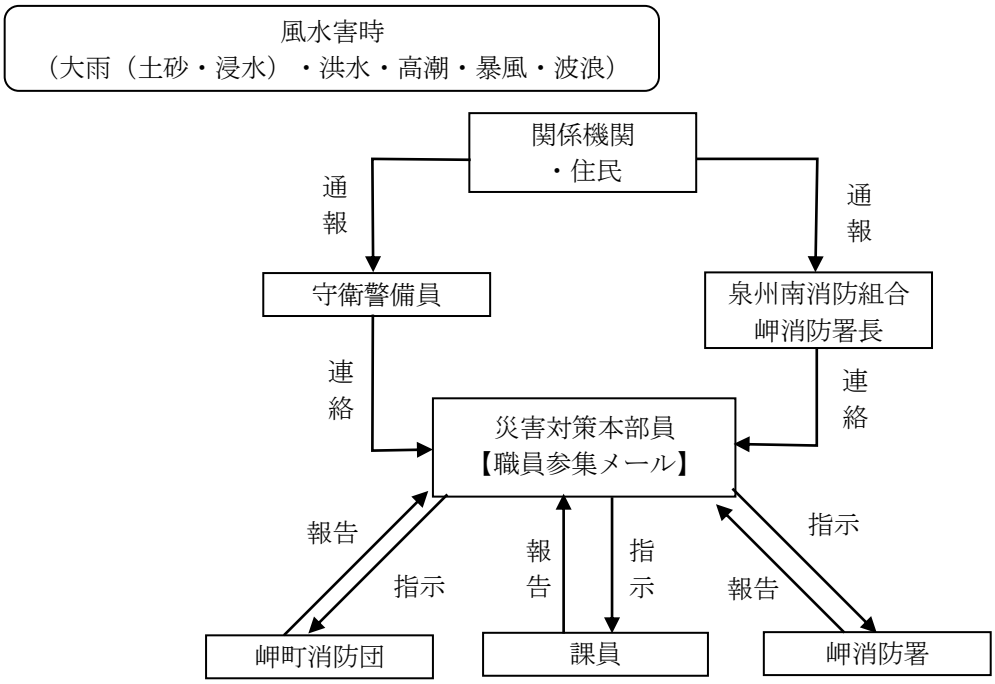

ウ　平常執務時及び執務時間外を問わない伝達系統

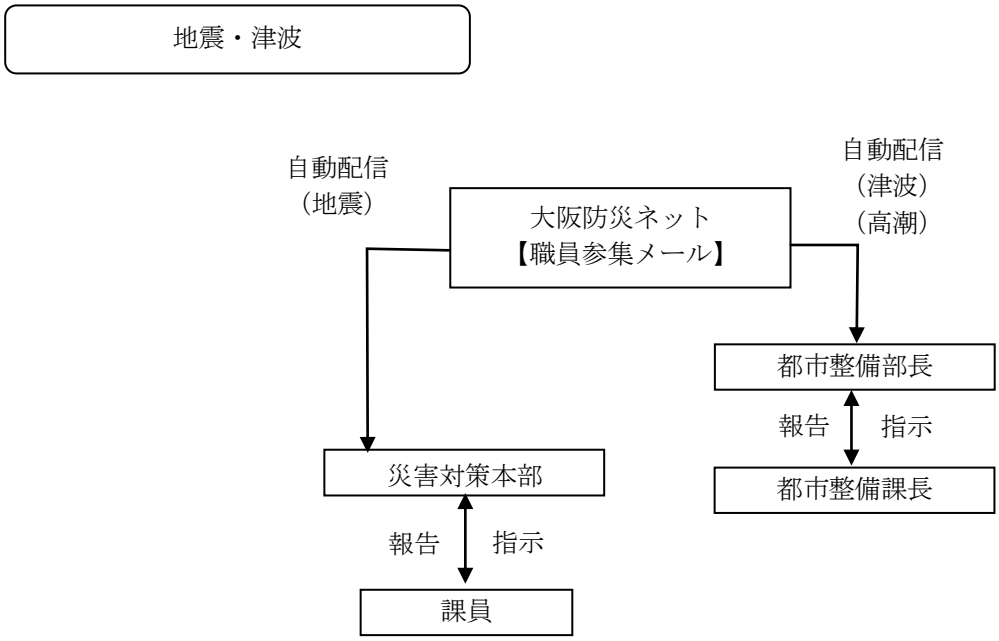

（３）　各課の動員計画

ア　各課長は、配備指令にただちに応じられるよう所属の職員に徹底しておくものとする。

イ　各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者を定めておくものとする。

（４）　非常参集

職員は、勤務時間外に、本町または隣接市（阪南市、和歌山市）において震度５弱以上を観測した場合、又は南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断されるときは、あらかじめ定めてある配備基準により、すみやかに所定の場所に自主参集すること。なお、気象庁からの予警報、又は港湾等の観測記録から災害の発生が予想されるときは、水防担当者は災害警戒本部の指令を待つことなく自主参集する。

３．男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

本町は、各防災対策を実施する場合においては、男女共同参画の視点を踏まえた災害対策を実施することとし、内閣府男女共同参画局が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を参考に、円滑な対策を講じるものとする。

４．その他の防災関係機関の組織体制の整備

その他の防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、平常時から防災に係る組織動員体制の整備を図る。

５．防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した岬町風水害タイムライン総括表を踏まえ各種の防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第２　　防災中枢機能等の確保、充実

本町は、災害発生時に速やかな体制をとれるよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図る。また、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備し、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

１．防災中枢施設の整備

本町の防災中枢拠点となる本町及び防災関係機関の施設は、どのような災害であっても必要最低限の機能が維持できるよう中枢拠点機能を整備、拡充するとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動

車の活用を含めた自家発電設備等の整備などに努める。

２．災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、岬町庁舎が被災し災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

（１）　岬町庁舎

耐震基準を満たしていない本庁舎について、建替等の手法により耐震性を確保する。

（２）　代替施設の確保

岬町庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設の確保に努める。

ア　災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

イ　代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。

ウ　移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

（３）　電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。

第３　　防災拠点の整備

［資料編　30頁］

本町は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、本町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点を次の場所に設定し、その整備に努める。また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、道路管理者と連携してその機能強化に努めるものとする。

①　備蓄、物資輸送拠点：岬町役場　　岬町深日2000番地の１
：道の駅「みさき」　岬町淡輪565番地の３他
：坊の山　岬町深日3238番地の１の一部

②　海上輸送拠点：深日港　岬町深日3500番地他

③　応援部隊の受入れ及び活動拠点：いきいきパークみさき　岬町多奈川谷川3351番地の101

第４　　装備資機材等の整備

本町は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

１．資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

２．資機材等の点検

［資料編　32～33頁］

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

３．データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第５　　防災訓練の実施

本町は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

○**避難行動要支援者とは、**要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○**要配慮者とは、**平成25年６月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

また、業務（事業）継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定一般避難所開設・運営訓練も実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて防災組織体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

１．総合的防災訓練の実施

関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の訓練を有機的に連携させた総合的な訓練を実施する。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実を図る。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２．南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

本町は、防災関係機関及び住民の協力を得て、南海トラフ地震を想定した津波からの避難のため、次に掲げる防災訓練を実施する。

（１）　津波警報等の情報収集・伝達訓練
（２）　参集訓練及び本部運営訓練
（３）　水門等の操作訓練

３．個別訓練の実施

（１）　組織動員通信訓練

災害時における職員の初動体制、休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達、連絡体制、非常参集等について訓練を実施する。

（２）　水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位雨量観測、情報伝達、消防団員等の動員、水防資機材の搬送、水防工法等の訓練を実施する。

（３）　消防訓練

災害に対応できるように非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救急・救助等

の訓練を実施する。

（４）　地区防災訓練

各地区の特性に応じて、自主防災組織、自治区、事業者等との連携のもと、避難誘導や指定避難所の開設、防災資機材の利用、炊き出し等の各種防災訓練を実施する。

第６　人材の育成

本町は、各々の防災体制の強化と併せて災害対応力の向上を図るため、以下に掲げる内容で町長及び幹部を含めた職員の防災教育をより一層充実させるとともに、第一線で活動する消防機関職員及び消防団員の専門教育を強化する。

１．職員に対する防災教育

（１）　教育の方法

ア　国及び府が実施する講習会、研修会等の実施及び参加。

イ　見学、現地調査等の実施。

ウ　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知。

（２）　教育の内容

ア　岬町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担。

イ　非常参集の方法。

ウ　気象、水象、地象その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識及び災害の種別毎の特性。

エ　過去の主な被害事例。

オ　防災知識と技術。

カ　防災関係法令の適用。

キ　図上訓練の実施。

ク　その他必要な事項。

２．家屋被害認定を行う者の育成

本町は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修に参加する。

第７　防災に関する調査研究の推進

本町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等についての継続的な調査研究に努める。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第８　　広域防災体制の整備

本町及び泉州南消防組合は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

（１）　緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入れ体制の整備を図る。

（２）　その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第９　　自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

本町は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10　　自治体被災による行政機能の低下等への対策

［資料編　133～138頁］

本町は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

１．自治体の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、岬町庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、本町は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、適切に運用する。

（１）　大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

（２）　自治体の行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を

最小限にとどめるため、町長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

（３）　災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

（４）　定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

２．町の体制整備

（１）　被災者支援システムの活用

本町は、大阪府被災者支援システム※を活用する。

※被災者支援システムとは、住所や世帯構成といった基本情報、罹災証明の被害認定区分、各種支援制度の利用状況などの被災者に関する情報を一元的に管理し、各種支援制度における被災者支援の確実な実施を図るとともに、その進捗状況を把握するシステム。

（２）　本町における業務継続の体制整備

本町は、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

（３）　相互応援体制の強化

本町は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

３．応援・受援体制の整備

本町及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（１）　応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

（２）　計画に定める主な内容

ア　組織体制の整備。

イ　他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ。

ウ　人的応援に係る担当部局との調整。
エ　災害ボランティアの受入れ。
オ　人的支援等の提供の調整。
カ　全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ。
キ　人的・物的資源の管理及び活用。

第11　事業者、ボランティアとの連携

［資料編　133～138頁］

本町及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、本町は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

第２節　　情報収集伝達体制の整備

本町をはじめ防災関係機関は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

本町及び防災関係機関は、通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、バックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進に努める。

第１　　情報収集伝達体制の整備

［資料編　15～21頁］

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策をより一層強化するとともに、府等と相互に連携して防災情報システムの構築を図り、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

さらに、被災者等への情報伝達手段として、特に岬町防災行政無線の活用を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

１．防災情報システムの充実

本町は、通信施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、府と連携して整備した防災情報システムの適正な運用により、観測情報や被害情報の収集伝達等の初動活動に支障をきたさないように努める。

また、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

（１）　インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）

（２）　携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集

（３）　高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集

（４）　Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

（５）　ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援及び情報共有

２．岬町防災行政無線の整備

本町は、災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、岬町防災行政無線の整備及び消防救急無線のデジタル化をはじめ、ＭＣＡ無線、衛星電話、緊急速報メール、自動電話応答サービスなどを整備充実し、様々なシステムを活用した住民への情報伝達体制の充実に努める。

また、衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保にも努める。

第２　　情報収集伝達体制の強化

［資料編　22～27頁］

本町は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、岬町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ※）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能、自動電話応答サービスを含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障がい者が、防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

※Ｊ-ＡＬＥＲＴとは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の岬町防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

１．収集・伝達体制

災害の発生に備え、収集伝達窓口を明確化し、24時間連絡体制が可能な体制に万全を期す。また、勤務時間外については、泉州南消防組合が窓口となり、職員の登庁までの間の情報収集や府など情報収集伝達体制の強化を図る。

２．被害情報の収集伝達

災害が発生したときは、関係機関と相互連携を保ちつつ被害状況等を的確に収集する。

まちづくり戦略室（危機管理担当）は、各部からの情報や自ら調査した被害状況を災害の推移に応じて取りまとめ、本部（災害警戒本部又は災害対策本部）に報告する。

第３　　災害広報体制の整備

本町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び、施設、設備の整備を図るものとする。

また、国等と連携し、安否情報システム※が効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、本町は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

※安否情報システムとは、国・地方公共団体が安否情報を共有して国民からの照会に回答できるよう安否情報事務を効率的に行うためのシステム。

１．広報体制の整備

（１）　広報責任者の選任

（２）　災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

（３）　広報文案の事前準備

ア　地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況。

イ　住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ。

ウ　出火防止、初期消火の呼びかけ。

エ　要配慮者への支援の呼びかけ。

オ　災害応急活動の窓口及び実施状況。

（４）　要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

２．報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

３．災害時の広聴体制の整備

本町、府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話・ファクシミリ・相談窓口等の体制を整備する。

４．停電時の住民への情報提供

本町、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

５．被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

６．居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

本町及び府、防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第３節　　火災予防対策の推進

本町は泉州南消防組合と連携し、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第１　　建築物等の火災予防

１．一般建築物（住宅を含む）

（１）　火災予防査察の強化

本町区域内の一般建築物について、消防法第４条及び第４条の２に基づく予防査察を実施し、防火対象物や危険物施設が消防法令の基準に適合するよう指導する。

（２）　防火管理制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下、「所有者等」という。）に対し、消防法第８条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア　消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施。

イ　消防用設備等の設置、点検整備、維持管理。

ウ　火気取り扱いの監督、収容人員の管理　など。

（３）　防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組みを推進する。

（４）　住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防災意識の啓発を行う。

２．高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防炎規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

（１）　対象施設

高さが31ｍを超える建築物。

（２）　共同防火管理体制の確立

管理の権限が別れている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

（３）　防炎規制

高層建築物において使用する防炎対象物品については、防炎性能を有するものを使用するよう指導する。

（４）　屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第２　林野火災予防

１．監視体制の強化

（１）　住民、事業所に対する啓発

（２）　火災発生危険期における巡視の実施

（３）　森林法に基づく火入れの許可

２．林野火災対策用資機材の整備

消防力の強化のため、防ぎょ資機材の整備と備蓄を推進する。

（１）　消火作業機器等の整備

可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー等作業用機器。

第４節　　消火・救助・救急体制の整備

本町は泉州南消防組合と連携し、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第１　　消火・救助・救急体制の整備

本町は泉州南消防組合と連携し、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

１．消防力の充実　　［資料編　31～33頁］

（１）　消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年１月20日　消防庁告示第１号）に基づき消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。また、消防施設の耐震化に努める。

（２）　消防水利の確保

ア　「消防水利の基準」（昭和39年12月10日　消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を設置する。

イ　河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化と消防設備等の整備を図る。

（３）　活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

（４）　消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア　体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、消防団協力事業所表示制度の活用により、組織強化に努める。

イ　消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ　消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

エ　津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ　自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

２．広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

なお、本町に係わる応援協定等の締結状況は、以下のとおりである。

○ 大阪市・岬町航空消防応援協定、同覚書
○ 阪和林野火災消防相互応援協定
○ 大阪府下市町村消防用航空機運航要綱

３．市町村消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化

消防力の強化に向け、消防の広域化を推進するため、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町で組織する泉州南消防組合を設立した。

泉州南消防組合は、デジタル消防・救急無線を活用し、消防・救急・救助活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図る。

第２　　連携体制の整備

本町は、府、泉南警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制や輸送体制など、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第５節　　災害時医療体制の整備

本町及び泉州南消防組合は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第１　　災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、本町、及び関係機関は、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

１．現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

（１）　救護所及び現地医療活動の分類

次の２種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア　応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ※等を行う。

※トリアージとは、重症者、緊急度による患者の治療優先度の決定をいう。

イ　医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

（２）　考え方

ア　救護所の設置については、医師会と協議し、医療救護班・物資の供給を行う。

イ　災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

２．後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

（１）　災害が甚大で負傷者が多いときは、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

（２）　被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

（３）　特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

（４）　医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第２　医療情報の収集・伝達体制の整備

本町は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

１．広域災害救急医療情報システムの整備

本町は、医療関係機関の被害状況や空床状況等の災害医療情報を迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用を促進する。

本町、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

２．連絡体制の整備

（１）　災害時の医療機関等との連絡・調整、医療救護班の受入れ及び救護所への配置・調整等については、しあわせ創造部が窓口となり、情報収集の内容・提供の方策、役割分担等をあらかじめ定める。

（２）　情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

３．その他

（１）　本町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

（２）　各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第３　現地医療体制の整備

本町は、大阪府泉佐野保健所内に設置する保健所保健医療調整本部会議に参加し、管内関係機関と連携して応急対策にあたる。

１．医療救護班の種類と構成

本町は、府及び医療関係機関と連携し、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

（１）　緊急医療班

被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で現場救急活動を行うため、災害発生直後は、急性期に活動が開始できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、中長期的には、医師会等と調整を行い医療救護班を構成するものとする。

（２）　診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

（３）　歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

（４）　薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

２．医療救護班の編成基準

本町は、医師会等の医療機関に協力を依頼し、医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等についてあらかじめ定めるなど、救急医療体制を整備する。

（１）　医療救護班の編成

災害発生時、医療救護班は、岬町保健センターに参集し、必要に応じて開設される救護所に派遣する。ただし、本部が参集場所を指示したときは、それに従う。

（２）　医療救護班の構成

原則として、医師１名、看護師又は保健師１名、連絡員１名の計３名以上を１班とし、医師の１名を医療救護班の班長とする。また、災害の規模等の状況に応じて増員する。

３．救護所の設置

救護所の設置については、医師会と協議し、必要に応じて指定避難所等に設置する。

４．医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れや救護所への配置については、しあわせ創造部が窓口となり調

整を行う。

第４　　後方医療体制の整備

［資料編　34～51頁］

１．災害医療機関の整備

本町の医療活動の拠点として、医療法人誠人会与田病院を岬町災害医療センターとして定め、府が後方医療体制を充実させるため、機能別、地域別に災害医療の拠点として設定する下記の医療機関との連携体制を推進する。

（１）　災害拠点病院

ア　基幹災害拠点病院（大阪府立急性期・総合医療センター（大阪市））

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす医療機関。

イ　地域災害拠点病院（りんくう総合医療センター（泉佐野市））

重傷患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する医療機関。

（２）　特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、その対策拠点としての医療機関。

（３）　岬町災害医療センター

医療法人誠人会与田病院を岬町災害医療センターとして定め、次の活動を行う。

ア　本町の医療活動の拠点としての患者の受入れ。

イ　災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整。

（４）　災害医療協力病院

災害拠点病院及び岬町災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等の医療機関。

２．病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第５　　医薬品等の確保体制の整備

本町は、府とともに、泉南薬剤師会、医療機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

１．医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

本町は、府と協力して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、泉南

薬剤師会、医療機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。
（１）　災害拠点病院等での備蓄
（２）　卸業者による流通備蓄
（３）　大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

２．輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

第６　患者等搬送体制の確立

本町及び泉州南消防組合は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

１．患者搬送

本町は、泉州南消防組合及び府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

２．医療救護班の搬送

本町は、府及び医療機関と協力し、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

３．医療品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第７　個別疾病対策

本町は、府とともに専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医師会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第８　関係機関協力体制の確立

本町は、府とともに泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を確立する。

第９　医療関係者に対する訓練等の実施

各医療関係機関は、年１回以上の災害医療訓練の実施に努める。また、本町、府及び

災害医療関係機関は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第６節　　緊急輸送体制の整備

本町は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第１　　陸上輸送体制の整備

１．緊急交通路の選定

本町及び府は、泉南警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路と本町が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート及び指定避難所などを連絡する地域緊急交通路を下記のとおり選定する。

（１）　広域緊急交通路（府選定）

（一般国道26号（第二阪和国道）＝本町内全域の主要な道路）

ア　府県間を連絡する主要な道路。

イ　府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路。

ウ　市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路。

エ　津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路。

（２）　地域緊急交通路（町選定）

路線名等	概　　要
一般府道和歌山阪南線	岬町淡輪～岬町孝子
主要地方道府道岬加太港線	深日中央交差点～小島
一般府道淡輪停車場線	淡輪駅前～淡輪中交差点
町道畑山線	岬町淡輪1465番地の１～岬町淡輪3721番地の５
町道平野線	岬町多奈川谷川1718番地の１～岬町多奈川谷川2167番地の４
町道海岸連絡線	一般府道和歌山阪南線～町道畑山線
一般府道木ノ本岬線	岬町多奈川谷川～岬町多奈川東畑
町道西畑線	岬町多奈川谷川3330番地の３～岬町多奈川西畑1020番地の２
町道池谷向出連絡線	岬町深日1507番地の12～岬町深日1814番地の３

２．地域緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークを確立するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

３．震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

また、地震が発生した場合、速やかに被害調査を行うとともに、応急対策活動に必要な道路を緊急に確保することができるよう、あらかじめ次のことを行っておく。

（１）　災害危険箇所の緊急調査の担当者を定めておく。

（２）　勤務時間内に地震が発生した場合、又は勤務時間外に地震が発生した場合のそれぞれについて、次のことを定めておく。

ア　各職員の役割と自主参集場所。

イ　本部長その他の指示の有無に関わらず緊急出動を行う職員と待機する職員のそれぞれの任務、体制等。

ウ　緊急出動を行った場合の職員との連絡、指示のあり方。

エ　大規模地震の場合の応援の求め方。

（３）　道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うため人員の確保等、体制の整備に努める。

４．緊急交通路の周知

本町は、泉南警察署及び道路管理者とともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

５．緊急通行車両の事前届出　　［資料編　53～57頁］

本町は、災害対策基本法第50条第２項に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、大阪府公安委員会（泉南警察署）に対し事前届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。

６．重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第２　　航空輸送体制の整備

本町は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを下記のとおり選定するとともに、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効な場合には、派遣要請を円滑に行えるよう手順等を確認する。また、適地の確保を適宜検討し、変更等が生じた場合は、府に報告する。

本町は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートとして、いきいきパークみさき多目的広場を選定している。

１．災害時用臨時ヘリポートの選定

（１）　選定基準

ア　地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）

イ　地面斜度６度以内のこと。

ウ　離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

a　大型ヘリコプター ･･･ 100ｍ四方の地積

b　中型ヘリコプター ･･･ 50ｍ四方の地積

c　小型ヘリコプター ･･･ 30ｍ四方の地積

エ　二方向以上からの離着陸が可能であること。

オ　離発着時、周辺に障害物がないこと。

カ　車両等の進入路があること。

キ　林野火災における空中消火基地の場合

a　水利、水源に近いこと。

b　複数駐機が可能なこと。

c　補給基地が設けられること。

d　気流が安定していること。

（２）　選定場所

ヘリポート番号	40-２
名　称	いきいきパークみさき多目的広場
所在地	岬町多奈川谷川3351番地の101他
形状(縦×横)ｍ	185×110

２．府への報告

本町は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、又は報告事項を変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、府に次の事項を報告する。

（１）　ヘリポート番号

（２）　所在地及び名称

（３）　施設等の管理者及び電話番号

（４）　発着場面積

（５）　付近の障害物の状況

（６）　離着陸可能な機数

３．災害時用臨時ヘリポートの管理等

本町は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

４．ヘリサインの整備

本町及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとし

て公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第３　　水上輸送体制の整備

大量の人員、物資に輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

１．港湾・漁港の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、施設の適正な整備、維持管理に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

また、港湾管理者は、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

第４　　輸送手段の確保体制

本町及び関係機関は、陸上輸送、海上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手順を整備する。

１．車両、船舶等の把握

本町及び関係機関は、緊急時において確保できる車両、船舶等の数量の把握に務めるとともに、運用方法等必要な事項をあらかじめ計画する。

２．調達体制の整備

本町は、自ら保有する車両等の配備及び運用計画をあらかじめ定めるように努める。

また、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し緊急通行車両等事前届出を行うなど、民間事業者との連携等、輸送手段の確保に努める。

さらに、本町は、災害時において緊急通行車両として使用する計画のある車両について、緊急通行車両等事前届出を行う。

第５　　交通規制・管制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第７節　　避難受入れ体制の整備

本町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、総合防災マップを配布するなど、日頃から住民に周知する体制の整備に努める。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

また、平常時から、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第１　　避難場所、避難路の指定

［資料編　58頁］

１．火災時の避難場所及び避難路の指定

（１）　一時避難場所

火災発生時等で住民が一時的に避難できる概ね１ha以上の場所を一時避難場所とし、埋立地や遊休農地の活用など、適地の確保を適宜検討する。

（２）　広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア　想定される避難者１人あたり概ね１㎡以上の避難有効面積を確保できること

イ　延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ　土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

（３）　避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア　原則として幅員が16ｍ以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10ｍ以上の道路）又は10ｍ以上の緑道

イ　沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

２．その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災

害特性に応じた安全な避難場所、避難路を次の基準により指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、本町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、本町と府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（ＪＩＳ　Ｚ8210）の追補６「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（ＪＩＳ　Ｚ9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、災害時用臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

（１）　避難場所

避難者１人当たり概ね１ｍ^{2}以上を確保できる安全な空地。

（２）　避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員３ｍ以上の道路及び緑道とし、岬町通学路交通安全プログラムと連携し、安全性の向上に努める。

３．指定緊急避難場所

本町は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定一般避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

第２　　避難場所、避難路の安全性の向上

本町は関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的な安全性の向上を図る。

１．一時避難場所

（１）　避難場所標識等による住民への周知

（２）　周辺の緑化の促進

（３）　複数の進入路の整備

２．広域避難場所

（１）　避難場所標識の設置
（２）　非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
（３）　周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
（４）　複数の進入口の整備

３．避難路

（１）　沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
（２）　落下・倒壊物対策の推進
（３）　誘導標識、誘導灯の設置
（４）　段差解消、誘導ブロックの設置等

第３　　指定避難所の指定、整備

本町は、施設管理者と協力し、家屋の破壊、減失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を次のように指定し、整備する。

指定避難所 ―― 指定一般避難所
　　 ―― 指定福祉避難所

また、避難行動要支援者及び男女のニーズの違い等に配慮し、必要に応じて設備の充実を図るとともに、良好な生活環境を確保するための換気、照明等の設備の整備に努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

このほか、本町及び避難所施設の管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図るため、専門家やＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

１．指定一般避難所の指定

指定一般避難所は小学校区単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

（１）　公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定一般避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

（２）　指定一般避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、円滑な情報伝達ができるように多様な情報伝達手段が確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定一般避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（３）　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（４）　指定一般避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

（５）　保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、本町の防災担当部局と連携して、総合防災マップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は本町の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

２．要配慮者に配慮した施設整備等

要配慮者が利用しやすいよう、指定一般避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、福祉関係者等の協力

も得ながら、指定一般避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

（１）　高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

（２）　施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。

（３）　避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

（４）　本町は、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

３．指定福祉避難所の指定

本町は、指定福祉避難所を次のように指定する。なお、府と連携を図りながら、要援護高齢者、障がい者等の要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備する。

また、生活支援の体制が整っている地域の社会福祉施設に指定福祉避難所としての協力を要請する。

○**指定福祉避難所とは、**既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所。

４．指定避難所の管理運営体制の整備

府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

（１）　指定避難所の管理者不在時の開設体制

（２）　指定避難所を管理するための責任者の派遣

（３）　災害対策本部との連絡体制

（４）　自主防災組織、施設管理者との協力体制

第４　　避難者の受入れ

本町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第５　　避難指示等の事前準備

本町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルに基づき、住民への周知及び意識啓発に努める。

１．避難情報に関するマニュアルの作成

（１）　本町は、本町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定）に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。

（２）　特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて本町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

（３）　本町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

（４）　本町は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対するマニュアルを作成する。

２．住民への周知・意識啓発

（１）　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、総合防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、本町及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（２）　本町は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第６　　避難誘導体制の整備

１．岬町

（１）　本町は、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や総合防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（２）　地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治区など地域住民組織やボランティア等と連携した体制づくりを図る。

（３）　平常時から、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービス事業者と連携し、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障がい者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、その把握に努める。

（４）　府と連携を図りながら、指定福祉避難所（二次的な避難施設）等において避難行動要支援者の相談や介護などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

（５）　帰宅困難者、観光客、外国人をはじめ、地理に不案内な人に対する避難誘導について、その手法の確立に努める。

（６）　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

２．学校、病院等の施設管理者

学校、幼稚園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、誘導体制を整備する。

また、学校や幼稚園等は、災害発生時における避難誘導の要領・措置や、保護者との間で、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールなどをあらかじめ定める。

３．避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル１	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）	
警戒レベル２	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （町長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル４	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （町長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒レベル５	命の危険　直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （町長が発令）	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・大雨特別警報（浸水害）※1 ・大雨特別警報（土砂災害）※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報

注１　津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注２　町長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注３　町長が発令する避難指示等は、町長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注４　緊急安全確保は、令和３年災害対策基本法改正により、警戒レベル５の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※１の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注５　気象庁は令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

出典：大阪府地域防災計画（令和４年12月修正）

４．不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅及びその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応

じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。また、本町及び府は、施設の管理者等に対して、避難誘導マニュアル等の作成を促進する。

第７　　広域避難体制の整備

本町及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第８　　応急危険度判定制度の整備

本町及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

１．被災建築物応急危険度判定体制の整備

（１）　被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

本町は、府並びに建築関係団体との連携により、応急危険度判定士の養成、登録を推進し、本町内在住の応急危険度判定士の把握に努める。

（２）　実施体制の整備

判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

（３）　被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

２．被災宅地危険度判定体制の整備

（１）　被災宅地危険度判定士の養成、登録

本町は府との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

（２）　実施主体の整備

本町は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第９　　応急仮設住宅等の事前準備

あらかじめ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

第10　斜面判定制度等の整備

１．実施体制の整備

本町は、府及び砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

２．斜面判定制度の普及啓発

本町は、府及びＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第11　罹災証明書の発行体制の整備

本町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

○罹災証明書とは、被災者支援を円滑に行うため災害対策基本法第90条の２に基づき発行するもので、住家被害の程度を証明し、被災者支援措置制度等の適用に活用する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、本町における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、本町に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、火災に起因する罹災証明書の交付については、泉州南消防組合において必要な業務の実施体制の整備に努める。

本町は、災害時に専門的な知識や経験を有する民間団体等の協力が得られるよう協定の締結などにより連携強化に努める。

第８節　　緊急物資確保体制の整備

本町及び関係機関は、災害による家屋の破壊、減失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備するものとする。

また、緊急物資の備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。

さらに、物資の特性に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第１　　給水体制の整備

１．給水体制の整備

本町は、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後３日間は１日１人当たり３ℓ の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

（１）　給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）

（２）　給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備

（３）　ボトル水・缶詰水の備蓄

本町の備蓄目標量として、常時、ボトル水・缶詰水（500ml）を避難者数×３ℓ ×３日分確保することとする。

（４）　応急給水マニュアルの整備

（５）　相互応援体制の整備

本町、府及び大阪広域水道企業団は互いに協力して、迅速かつ的確な給水活動のために必要な情報を収集し、総合調整及び指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

２．井戸水による生活用水の確保

府は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第２　　食料・生活必需品の確保

本町は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

（１）　重要物資の備蓄

本町と府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、本町と府で１：１を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。必要量は、直下型地震（１日分）と南海トラフ巨大地震３日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品　目	算　出　式
食糧	避難所避難者数×３食×1.2（注） (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、５％（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数２枚/人
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6％（０～１歳人口比率）×70％（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6％（０～１歳人口比率）×70％（人口授乳率）×１リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6％（０～１歳人口比率）×70％（人工授乳率）×１本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は５回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100％）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	（直下型地震による）避難所避難者数×2.5％（０～２歳人口比率）×８枚（注）/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×2.5％（０～２歳人口比率）×８枚（注）/人/日×３日で算出した数量を比較し多い方 （注）８枚/人/日は３時間で１枚使用するとの平均データから算出（内閣府確認）
大人用おむつ	（直下型地震による）避難所避難者数×必要者割合0.005×８枚（注）/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×必要者割合0.005×８枚（注）/人/日×３日で算出した数量を比較し多い方 （注）８枚/人/日は３時間で１枚使用するとの平均データから算出（内閣府確認）
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に１基、市町村はＢＯＸ型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48％（12～51歳人口比率）×52％（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×５枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48％（12～51歳人口比率）×52％（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×５枚/人/日×３日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×３日で算出した数量を比較し多い方
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×３日で算出した数量を比較し多い方

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

（２）　その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。また、子どもや女性、高齢者などの利用にも配慮して各物資の確保に努める。

ア　精米、即席麺などの主食。
イ　ボトル水・缶詰水等の飲料水。
ウ　野菜、漬物、菓子類などの副食。
エ　被服（肌着等）。
オ　炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）。
カ　光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）。
キ　日用品等（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ、携帯カイロ、冷却シート等）。
ク　医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）。
ケ　ブルーシート、土のう袋。
コ　仮設風呂・仮設シャワー、仮設トイレ。
サ　簡易ベッド、間仕切り等（ダンボール、アルミシート等）。
シ　要援護高齢者、障がい者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）。
ス　棺桶、遺体袋　など。

（３）　備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、本町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

本町は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

ア　できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保。
イ　備蓄物資の点検及び更新。
ウ　定期的な流通在庫量の調査の実施。
エ　供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）。
オ　本町物資拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備。

第９節　　ライフライン確保体制の整備

本町及び関係機関は、災害が発生した場合に、ライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。特に救急医療機関等の命に関わる施設や防災拠点、避難所など防災上の重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第１　　上水道（大阪広域水道企業団）

［資料編　60～61頁］

本町は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

１．応急復旧体制の強化

（１）　施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
（２）　管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
（３）　関係機関との協力体制を整備する。
（４）　応急復旧マニュアル等を整備する。
（５）　災害対応用の図書、管路図等の管理体制を整備する。

２．災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

３．防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

４．相互応援体制の整備

（１）　上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び大阪広域水道企業団と互いに協力して大阪府水道災害調整本部体制を整備する。
（２）　広域的相互応援体制を整備する。

第２　　下水道（町、府）

本町及び府は、災害時における被害の拡散防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

１．応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握

するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

２．災害対策用資機材の整備、点検

（１）　災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

（２）　資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

３．防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

４．協力応援体制の整備

（１）　施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府・市町村間の協力応援体制を整備する。

（２）　本町は府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合せ」に基づく、近畿２府７県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第３　　電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（大阪南本部岸和田配電営業所））

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

１．応急復旧体制の強化

（１）　被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

（２）　災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。

（３）　対策要員の動員体制を整備する。

（４）　重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

（５）　平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。

（６）　防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

２．災害対策用資機材の整備、点検

（１）　災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

（２）　災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

（３）　災害対策車両（発電機車等）を整備する。

（４）　資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

（５）　衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

３．防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

（１）　社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

（２）　応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

（３）　迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

４．協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。

（１）　復旧資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。

（２）　災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第４　ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（南部事業部））

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

１．応急復旧体制の強化

（１）　緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

（２）　緊急時ガス供給停止システムを強化する。

ア　感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

イ　基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

（３）　被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

（４）　被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

（５）　重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法に

ついて、あらかじめ計画を策定する。

（６）　ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

（７）　施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

（８）　関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

（９）　関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。

ア　復旧時における仮設配管及び導管地中残置。

イ　事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

２．災害対策用資機材の整備、点検

（１）　災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

（２）　緊急時通信機器の整備充実に努める。

（３）　消火・防火設備の整備充実に努める。

（４）　資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

（５）　適切な導管材料の備蓄に努める。

３．防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

４．協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

１．応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に保全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

２．災害対策用資機材の整備、点検

（１）　災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

（２）　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品

等の確保に努める。

（３）　災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

（４）　災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

（５）　非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

３．防災訓練の実施

（１）　防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に揚げる内容の訓練を年１回以上実施する。

ア　災害予報及び警報の伝達。
イ　非常招集。
ウ　災害時における通信疎通確保。
エ　各種災害対策機器の操作。
オ　電気通信設備等の災害応急復旧。
カ　消火救難及び水防。
キ　避難及び救護。

（２）　中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

４．協力応援体制の整備

（１）　他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

（２）　グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

５．発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、本町、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第６　　ＬＰガス（一般社団法人大阪府ＬＰガス協会泉佐野阪南支部）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

１．応急復旧体制の強化

（１）　基準値以上の揺れを感知すると自動的にガスの供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図ると共に、既設マイコンメーターの更新を促進する。

（２）　被害状況と復旧作業工程に応じて作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

（３）　重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。

（４）　単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者等との相互応援態勢を整備する。

（５）　ＬＰガス施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・保管を推進する。

２．災害対策用資機材の整備

（１）　災害復旧用資機材及び代替燃料の確保体制を整備する。

（２）　緊急時の通信体制及び輸送体制の整備に努める。

３．防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制を強化し、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

第７　　住民への広報

本町及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

１．飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

２．関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（大阪南本部　岸和田配電営業所）、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（南部事業部）並びに一般社団法人大阪府ＬＰガス協会泉佐野阪南支部は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。

３．西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第８　　倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、本町との協力に努めるものとする。

第10節　　交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第１　　鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社（みさき公園駅））

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第２　　道路施設（町、府、近畿地方整備局 大阪国道事務所）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第３　　港湾施設、漁港施設（府）

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第11節　　避難行動要支援者支援体制の整備

災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成についてはデジタル技術の活用を検討する。

１．在宅の要援護高齢者、障がい者等に対する支援体制の整備

（１）　用語の定義

○避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治区、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

○避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

（２）　避難行動要支援者名簿の作成・管理・活用について（地域防災計画に定める重要事項）

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、町に対して避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、下枠のとおり重要事項が定められた。これら重要事項については地域防災計画に定めることが規定された（ア～オ）。

○避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
○避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
○現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
○名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。
○避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。
○避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

ア　避難行動要支援者名簿の作成と更新

（ア）　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（改正災対法第49条の10第１項）

①　高齢者及び要介護認定者

・満70歳以上の高齢者一人でお住まいの方。

・満70歳以上の高齢者だけでお住まいの方。
・介護保険の要介護認定を受けている方で、要介護者３以上の方。

②　身体障がい者
・身体障害者手帳の１～２級をお持ちの方。

③　知的障がい者（児）
・療育手帳の重度Ａをお持ちの方。

④　精神障がい者
・精神保健福祉手帳の１級をお持ちの方。

⑤　生命維持に必要な医療ケアを受けている方

⑥　前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な者（児）

※上記の①～⑥に加え、災害時の避難に不安がある者も登録を可能とする。

※社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

（イ）　避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（改正災対法第49条の10第１項）

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治区、自主防災組織、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し要配慮者に関する情報を収集し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、作成した名簿は、関係機関にて共有化をはかる。

（ウ）避難行動要支援者名簿の更新（改正災対法第49条の10第１項）

①　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

②　避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を本町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

イ　避難支援等関係者となる者（改正災対法第49条の11第２項）

避難支援等関係者となる者は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治区等とする。

ウ　避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために本町が求める措置及び本町が講ずる措置（改正災対法第49条の12）

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることにより、または町条例等の定めるところにより、町

担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけ、同意が得られない避難行動要支援者については、事前に名簿情報を外部提供しないこととする。

名簿の提供にあたっては、適正な情報管理が図られるよう、避難支援関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明するとともに、名簿の利用、管理及び保管方法等（必要以上の複製禁止、不要になった場合は危機管理担当に返却するなど）について指導するなど、適切な措置を講ずる。

ただし、現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることとする。

エ　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（改正災対法第56条）

避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、でき得る限り次のような多様な手段を用いて、高齢者等避難等を発令・伝達する。

（ア）　高齢者等避難等の発令・伝達での配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

①　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

②　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

③　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

（イ）　多様な手段の活用による情報伝達

・津波注意看板、海抜や津波の高さ表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置。

・地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日頃から訓練を実施。

・携帯電話・スマートフォンの活用、メーリングリスト等による一斉送信。

・津波浸水想定区域内の施設や事業所の管理者に対する伝達手段の確保及び利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画策定の指導。

・岬町防災行政無線（広報車等による迅速な津波情報等の伝達）。

オ　避難支援等関係者の安全確保（改正災対法第50条第２項）

津波に関する避難広報や避難誘導、水門・陸閘等の操作を行う職員、消防団員、避難行動要支援者等の支援を行う民生委員・児童委員、各種団体員などの安全確保を図るため、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールや、現場等に向かう際の装備品の装着ルール、情報連絡手段の確保などについて検討し、各種の従事者の安全確保を最優先することとする。

（３）　避難行動要支援者支援プランの作成

災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月改定）」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針」（旧：災害時要援護者支援プラン作成指針）に基づき、本町は、「避難行動要支援者支援プラン」を作成する。「避難行動要支援者支援プラン」は全体計画と個別避難計画より構成される。

ア　全体計画の作成

危機管理担当やしあわせ創造部など関係部局連携の下、上記（２）に示す避難行動要支援者名簿の作成等に関する重要事項を含めて、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画を定める。この全体計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ　個別避難計画

個別避難計画については、優先度の高い避難行動要支援者から作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問看護ステーション、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、本町等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努めるとともに、個別避難計画の情報漏えい防止等の必要な措置を講じる。さらに、避難行動要支援者の状況の変化、総合防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行うよう努める。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（４）　大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）の体制整備

府は、指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するとともに、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成

を図る。

本町は、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）に協力を求める際の要請手順及び受入れ体制について整理しておく。

（５）　支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治区や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

（６）　指定福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、指定福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

（７）　福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

（８）　訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、個別避難計画の実効性を担保するため、自治区や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

２．社会福祉施設の取組み

（１）　介護保険施設、障害者支援施設等は府の指導により、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう努める。

（２）　各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を本町や府に報告する体制を確立するよう努める。

３．指定福祉避難所の指定

本町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、指定福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要

配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。

本町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

４．外国人に対する支援体制整備

本町及び府は、本町内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（ＯＦＩＸ）や各市町村の地域国際化協会と連携し、本町内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。

一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して発信する等、外国人に配慮した支援に加え観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

このほか、指定避難所において支援を行うため、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

なお、府は、災害時において、府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（ＯＦＩＸ）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

さらに、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

５．その他の要配慮者に対する配慮

本町は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第12節　　帰宅困難者支援体制の整備

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など災害応急対策活動が妨げられるおそれもある。

本町は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、府や関西広域連合に協力して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。

また、帰宅困難者を受入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。また、関西広域連合は、構成団体等と連携して、受入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、水道水、トイレ等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

このほか、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

なお、情報提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

１．帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、本町は、府や関西広域連合、経済団体と協力して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

（１）　むやみに移動を開始することは避ける。
（２）　発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
（３）　企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
（４）　従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
（５）　従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
（６）　これらを確認するための訓練の実施。

２．駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

３．徒歩帰宅者への支援

（１）　給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア　一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供。

イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報提供。

（２）　コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア　水道水、トイレ等の提供。

イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報提供。

また、府は民間事業者等との連携が十分に機能するよう、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを進め、本町はこれに協力する。

第13節　　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

本町は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき事業の推進を図るものとする。

なお、東南海・南海地震に係る具体的な施設の整備にあたっては、府計画に基づく整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第１　　第六次地震防災緊急事業五箇年計画

１．対象地区

本町全域

２．計画の初年度

令和３年度

３．計画対象事業

（１）　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第２　　地震防災上必要なため池の整備

本町は、府及び防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備するものとする。

［　第２編　災害予防対策　］

第　２　章

地域防災力の向上

第１節　　防災意識の高揚

本町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

○避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○要配慮者とは、平成25年６月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

第１　　防災知識の普及啓発

本町は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

１．普及啓発の内容

（１）　災害の知識

ア　規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあるこ

と等、様々な災害の態様や危険性。

イ　各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置。

ウ　地域の地形、危険場所。

エ　過去の災害から得られた教訓の伝承。

オ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

カ　地域社会への貢献。

キ　応急対応、復旧・復興に関する知識。

（２）　災害への備え

ア　最低３日間、できれば１週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄。

イ　非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備。

ウ　自動車等へのこまめな満タン給油等。

エ　飼い主による家庭動物との同行避難※や指定避難所での飼養についての準備。

※同行避難とは、ペットと共に避難行動をすることで、避難所で飼い主がペットを同室で飼養管理することではない。

オ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策。

カ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認。

キ　自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加。

ク　住宅の耐震診断と状況に応じた耐震補強（改修）の啓発。

ケ　地震保険、火災保険の加入の必要性。

コ　警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動。

サ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動。

（３）　災害時の行動

ア　身の安全の確保方法。

イ　情報の入手方法。

ウ　気象予警報や避難情報、５段階の警戒レベル等の意味。

エ　緊急地震速報・長期地震動を見聞きした場合に具体的にとるべき行動。

オ　津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動。

カ　地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項。
キ　避難行動要支援者への支援。
ク　初期消火、救出救護活動。
ケ　心肺蘇生法、応急手当の方法。
コ　避難生活に関する知識。
サ　自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加。
シ　自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力。
ス　災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力。
セ　広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。
ソ　家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動。

２．普及啓発の方法

（１）　パンフレット等による啓発

防災パンフレット等を作成、活用するとともに広報誌（岬だより）やホームページ（インターネット）を利用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した多様できめ細かな啓発に努める。

（２）　活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第２　学校等における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。小学校・中学校（以下、「学校等」という。）は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、本町及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校等における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

１．教育の内容

（１）　気象、地形、地震、津波についての正しい知識
（２）　防災情報の正しい知識
（３）　身の安全の確保方法、避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
（４）　災害についての知識
（５）　ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

２．教育の方法

（１）　防災週間等を利用した訓練の実施
（２）　教育用防災副続本、ＤＶＤの活用
（３）　特別活動等を利用した教育の推進
（４）　防災教育啓発施設の利用
（５）　防災関係機関との連携
（６）　緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
（７）　自主防災組織、ボランティア等との連携

３．教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

４．学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

５．校内防災体制の確立

学校等は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

６．災害時の備蓄品

学校等は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

第３　　消防団等が参画した防災教育

本町及び府は、岬町消防団が泉州南消防組合と連携を図りつつ、学校等において消防団員をはじめ自主防災組織及び自治区長やＰＴＡ等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

第４　　災害教訓の伝承

本町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第５　　南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置

本町は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、本町域の居住者等が具体的な地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するため、他の防災知識とあわせた普及啓発活動に留意するものとする。

第２節　　自主防災体制の整備

本町は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努めるものとする。

第１　　地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、本町は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

１．自発的な防災活動の推進と地区防災計画素案の作成

本町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、本町と連携して防災活動を行う。

２．地域防災計画との整合

本町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知し、府は本町の取組みを支援する。

なお、本町は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、本町に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第２　　自主防災組織の育成

本町及び泉州南消防組合は、住民による自主的な防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

１．活動内容

（１）　平常時の活動

ア　防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）。

イ　災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）。

ウ　災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・指定避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）。

エ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練など）。

オ　復旧・復興に関する知識の習得。

（２）　災害時の活動

ア　避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援など）。

イ　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）。

ウ　出火防止・初期消火。

エ　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の岬町への伝達、救援情報などの住民への周知など）。

オ　物資分配（物資の運搬、給食、分配）。

カ　指定避難所の自主的運営。

２．育成方法

本町は、地域の実情に応じて次に掲げる事項の推進により自主防災組織の結成・育成に努める。

ア　自主防災組織の必要性の啓発。

イ　地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）。

ウ　防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）。

エ　教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施。

オ　防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援。

カ　初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施。

３．各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブなどの防災・防火に関する組織のほか、自治区及び防犯委員等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第３　事業者による自主防災体制の整備

本町及び府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

１．啓発の内容

（１）　平常時の活動

ア　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用。

イ　防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）。

ウ　災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）。

エ　災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）。

オ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）。

カ　地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自治区及び自主防災組織との協力）。

（２）　災害時の活動

ア　避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助、帰宅困難者の誘導など）。

イ　救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）。

ウ　出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）。

エ　情報伝達（地域内での被害情報の岬町への伝達、救援情報などの周知など）。

オ　地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など）。

２．啓発の方法

本町及び泉州南消防組合は、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

（１）　広報紙などを活用した啓発

（２）　自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）

（３）　教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
（４）　消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第４　救助活動の支援

本町及び泉州南消防組合は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第３節　　ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、ＮＰＯ等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、本町及び府は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、本町及び日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、岬町社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

このほか、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、岬町社会福祉協議会等との役割分担等を定めておくよう努める。

１．受入れ窓口の整備

本町は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための災害ボランティアセンターに窓口を設置し、岬町社会福祉協議会と連携し、情報交換等活動の拠点を斡旋若しくは提供できるように努める。

また、運営については、しあわせ創造部と岬町社会福祉協議会が緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動に際し、必要な情報を随時提供できる体制づくりに努める。

２．事前登録

本町は、岬町社会福祉協議会と連携し、できる限りボランティアの組織化を図り、ボランティア登録制度の促進に努める。

３．人材の育成

本町は、府、日本赤十字社及び岬町社会福祉協議会と連携して、次のとおりボランティアに対する人材育成のための啓発・研修を実施する。

（１）　ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成。

（２）　災害時のボランティア活動に対する研修。

（３）　本町・府及び関係機関等が行う防災訓練への参加促進。

４．受入れ及び活動拠点の整備

本町は、被災地等の応急対策現場でのボランティア需要を的確に把握できるよう

岬町社会福祉協議会との連携により、活動拠点を斡旋若しくは提供できるように努める。

（１）　災害ボランティアセンターの設置場所は、岬町社会福祉協議会内に設置する。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、本町は、これに代わる場所を確保する。

（２）　ボランティア保険の加入体制の整備に努める。

５．情報共有会議の整備・強化

本町及び府は、ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や指定避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第４節　　企業防災の促進

本町は、事業者による自主的な防災活動を促進するとともに、事業者や関係団体等との連携強化等を通じて、地域防災力の向上と継続・発展に努めるものとする。

１．事業者による事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ※）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

※事業継続マネジメント（ＢＣＭ）とは、ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成　事業継続ガイドラインより）

２．事業者による各種協定締結等の実施

事業者は、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、本町及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災

害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

３．重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

４．計画策定や各種防災活動の実施に関する支援

本町及び府は、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ※）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、本町は、商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

［　第２編　災害予防対策　］

第　３　章

災害予防対策の推進

第１節　　都市の防災機能の強化

本町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、災害に強い都市基盤を形成するため、防災空間の整備や、市街地の面的整備、土木構造物及び施設の耐震対策等、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

本町及び府は、まちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、府は、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、本町に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

○**避難行動要支援者とは、**要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○**要配慮者とは、**平成25年６月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

なお、本町は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民への公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」※に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

※「大阪府防災都市づくり広域計画」とは、大阪府全域を対象とした広域的な都市レベルで必要となる取り組みの中で、特に「市街地全体の不燃化」、「都市防火区画（延焼遮断帯）・避難路」、「広域避難地」、などの地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関する都市計画上の方針を中心に示したもの。

第１　　防災空間の整備

本町は近畿地方整備局及び府と連携して、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、

終末処理場（水みらいセンター）などの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

また、本町及び府は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

このほか、本町は、国、府と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策に努める。

１．都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第２版）」（国土交通省　国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

（１）　広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）の整備に努める。

（２）　一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積１ha以上の都市公園の整備に努める。

（３）　災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備に努める。

（４）　その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備に努める。

２．道路・緑道の整備

（１）　幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

（２）　広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16ｍ以上の道路及び幅員10ｍ以上の緑道の整備に努める。

（３）　避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化の促進に努める。

３．市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

４．農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の検討などを進め、適切な保全・活用、オープンスペースの確保を図る。

第２　　都市基盤施設の防災機能の強化

本町、近畿地方整備局及び府は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備に努める。

（１）　一時避難場所等における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置に努める。

（２）　河川水を活用するための施設の整備に努める。

（３）　耐震強化岸壁や拠点緑地等の整備を推進し、臨海部の防災機能の強化を図る。

（４）　ため池等農業水利施設の防災機能の強化。

ア　ため池耐震対策の推進。

イ　災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進。

第３　　土木構造物の耐震対策等の推進

本町をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する土木構造物について、次の方針で耐震対策を実施する。

１．基本的な考え方

（１）　施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動を考慮の対象とする。

ア　供用期間中に１～２度発生する確率を持つ一般的な地震動。

イ　海溝型巨大地震又は発生確率は低いが直下型地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。

（２）　施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障を生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

（３）　防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

（４）　既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

（５）　埋立地や旧河道等、液状化の発生危険性が高い地域に設けられた構造物は、液状化対策についても十分配慮する。

２．道路施設

道路・橋梁の耐震対策を推進する。

特に、災害時に重要な役割を果たす交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を推進する。

３．河川施設

河川管理者は、河川堤防及び河川構造物については、耐震対策を検討する。

４．土砂災害防止施設

府は、砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策を実施する。

５．農業用施設

（１）　耐震性調査・診断

府は、本町及びため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

（２）　耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年１月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

６．港湾・漁港施設及び海岸保全施設

府は、港湾・漁港の岸壁、海岸堤防及び海岸構造物の適正な整備、維持管理に努める。

第４　　ライフライン施設の災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設整備の強化と保全に努めるものとする。

１．上水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設整備の強化と保全に努める。

（１）　上水道については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

（２）　重要度の高い施設整備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア　受水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化。

イ　災害医療機関、給水拠点となる公共施設その他防災上重要な施設への送・

配水管の耐震化。

ウ　施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備。

（３）　受水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

（４）　常時監視及び巡回点検を実施し、施設整備の維持保全に努める。

（５）　施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

（６）　災害対応用の図面、図書類の整備を推進する。

２．下水道（町・府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

（１）　施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

（２）　補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

（３）　管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化等を推進し、災害時の処理能力の確保に努める。

（４）　災害対応用の図面、図書類の整備を推進する。

３．電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（大阪南本部　岸和田配電営業所））

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

（１）　発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

（２）　電力供給系統の多重化を図る。

（３）　電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

（４）　施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

４．ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（南部事業部））

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

（１）　ガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

（２）　高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管は可撓性の高いポリエチレン管等の使用を促進する。

（３）　ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

（４）　施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

５．電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

（１）　電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア　豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ　暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

（２）　電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

（３）　電気通信処理システムに関するデーターベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における減失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

（４）　災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

６．共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、町）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

（１）　収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア　共同溝は、２以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ　電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）は、２以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

（２）　特に、共同溝については、大阪府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

７．ＬＰガス施設（一般社団法人大阪府ＬＰガス協会 泉佐野阪南支部）

地震や火災等の災害に備え、プロパンガスの製造、輸送、貯蔵、加工、販売等の業者は、災害発生時において消費者の安全を確保する重要な責務を有するため、次

の防災体制の整備に努める。

（１）　業者等自身の安全対策、一般消費先におけるプロパンガス施設の耐震性の強化等

（２）　各業者等内部、業者等相互間及びＬＰガス協会との間での情報収集、連絡、協力体制の整備

（３）　業者等と本町（災害対策本部）、自主防災組織、災害ボランティア等との連絡体制の整備

（４）　緊急出動のための事前対策として、次のことを行う。

ア　緊急事態発生直後における消費先のプロパンガス設備の緊急点検体制の確立。

イ　緊急時における消費先の容器置場等の緊急措置体制の確立。

ウ　応急復旧用資機材、容器回収用資機材等の整備。

エ　業者等、卸売事業者、認定調査機関等による効率的な緊急点検体制の整備。

（５）　業者等自身による緊急時のための教育、訓練の実施、並びにマニュアルの整備

（６）　消費者への保安啓発

ア　安全機器等の設置。

イ　地震等緊急事態発生時の場合の消費者のとるべき措置の啓発。

（７）　災害発生時の業者等の行動基準の熟知

（８）　本町等の行う防災訓練への参画

第５　　災害発生時の廃棄物処理体制の確保

本町及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

１．し尿処理（町、府）

（１）　本町は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

（２）　本町は、既存のし尿処理施設についても、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

（３）　本町は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

（４）　本町は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

（５）　本町は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

（６）　本町及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
（７）　府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

２．ごみ処理（町、府）

（１）　本町は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
（２）　本町は、既存のごみ処理施設についても、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
（３）　本町は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
（４）　本町は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
（５）　本町は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
（６）　府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

３．災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（町、府）

（１）　本町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書等により、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含む）を処理できるよう、災害廃棄物処理計画の策定並びに、災害時の廃棄物処理体制について、周辺市町村や民間事業者等と連携した処理体制の構築に努める。
（２）　本町は、あらかじめ仮置場の確保、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
（３）　本町は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
（４）　府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
（５）　本町又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
（６）　本町又は府は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

（７）　府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

（８）　府は、廃棄物処理関係団体との協力体制を確保するとともに、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合に備え、関西広域連合や国との広域的な協力体制の確保に努める。

第２節　　地震災害予防対策の推進

本町は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

第１　　建築物の耐震対策促進

本町をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「岬町耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施し、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の２次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策に関する周知等を適切に実施する。

本町は、平成25年11月に改正された耐震改修促進法（平成18年１月施行）及び、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき策定した「岬町耐震改修促進計画」のもと、耐震診断・改修等の促進施策を実施し、計画的な耐震化を促進する。

１．公共建築物

（１）　公共建築物について、防災上の重要度に応じて、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

（２）　公営住宅について、計画的な建替事業などを推進する。

（３）　公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

（４）　ブロック塀等の安全対策、天井等の２次構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図る。

（５）　建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。

（６）　岬町本庁舎は、建替等の手法により、防災中枢拠点にふさわしい耐震性を有する施設となるよう対策を進める。

（７）　本町又は府は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

２．民間建築物

（１）　住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことをできる限り支援する。

本町は、府に協力し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の啓発活動を行うとともに、自治区等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

ア　岬町既存民間建築物耐震診断補助

イ　岬町木造住宅耐震改修補助

（２）　所管行政庁（知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。

また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理を行う。

（３）　本町及び府は、緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。本町においては、府により一般国道26号（第二阪和国道）が指定されている。

（４）　ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

（５）　施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

（６）　府は、府民への液状化のおそれのある箇所の開示や対策工事の手法等の情報提供、建築関係団体との協力による相談窓口の設置など、効果的な普及・啓発を実施する。

第２　建築物の安全性に関する指導等

本町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

１．大阪府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
２．定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
３．都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

本町、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第３　空き家等の対策

本町は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、本町とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第４　文化財

本町は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

１．住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
２．所有者等に対する防災意識の徹底
３．予防体制の確立
（１）　初期消火と自衛組織の確立。
（２）　防災関係機関との連携。
（３）　地域住民との連携。
４．消防用設備の整備、保存施設等の充実
（１）　消防用設備等の設置促進。
（２）　建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進。

第３節　　津波災害予防対策の推進

第１　　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで２つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

１．最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル１）

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設・河川管理施設等の整備を進める。

２．発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設・河川管理施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

第２　　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）

１．推進計画の作成等

（１）　本町

本町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

本町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す津波浸水想定区域に基づき、避難場所等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

（２）　防災関係機関

本町及び府をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものと

する。

（３）　道路管理者

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることの啓発等を行う。

（４）　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、人員配置その他所要の被災防止措置を講じておく。

２．津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波の被害想定結果を踏まえ、沿岸市町と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

第３　　津波から「逃げる」ための総合的な対策

本町は、府及び大阪府下沿岸市町で組織する「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、府と連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所及び避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

また、本町及び府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

１．津波に対する知識の普及・啓発

（１）　津波に対する基本的事項

ア　我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること。

イ　避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること。

ウ　津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。

エ　第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

オ　避難した後、すぐに自宅に戻らないこと。

カ　浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること。

キ　地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間にわた

って湛水する可能性があること。

ク　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ケ　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること。

（２）　教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

（３）　住民等への普及・啓発

ア　府は、津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した住民への啓発を行う。

イ　本町は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。

ウ　本町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。

エ　本町及び府は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等を適切に掲示する等、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

オ　本町は、住民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

（４）　南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

本町及び府は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。

２．大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）及び作成ガイドラインの策定

本町は、府が作成する「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の津波版及び「避難勧告等に関するガイドライン」に対する府の考え方に基づき、マニュアルを策定する。

３．津波避難対策等

（１）　津波避難計画等の周知

本町は、府が策定した津波避難計画策定指針等に基づき、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要配慮者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

（２）　学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

４．南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

本町及び府、防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年１回以上実施する。

〔内容〕

（１）　津波警報等の情報収集・伝達訓練。

（２）　参集訓練及び本部運営訓練。

（３）　水門等の操作訓練。

（４）　救出・救助訓練。

（５）　医療救護訓練。

（６）　住民参加による実働型の避難訓練。

５．避難関連施設の整備

本町及び府は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル２）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みを進める。

（１）　避難場所の整備

指定緊急避難場所については、本町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所は、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

（２）　津波避難ビル等の指定

津波避難ビル等は、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者１人当たり概ね１㎡の確保に努める。

本町は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、

民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビル等が存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

（３）　避難路等の整備

本町及び府は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

（４）　津波に関する避難情報等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用等、多様な手段による速やかな情報収集手段の確保を図る。

ア　伝達手段

伝達手段についてはそれぞれの特長、課題を把握し検討の上、対策を講じる。

伝達手段	特徴	課題
岬町防災行政無線 （同報系の通信システム）	・住民への一斉伝達が可能。 ・避難所となる学校等や公共施設等に子局を設置している。	・可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。（自動電話応答サービスあり） ・倒壊・破損対策 ・バッテリー切れ
Ｊ-ＡＬＥＲＴ （全国瞬時警報システム）	・勤務時間外の対応として、職員が到着するまでの間、岬町防災行政無線を自動起動し、繰り返し住民に周知できる。	同上 （岬町防災行政無線を使用するため）
緊急速報メール （携帯電話等へのメール）	・登録の必要なし。 ・被災のおそれのあるエリアに一斉送信する。（ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンク、楽天モバイル）	（岬町は導入済み）

伝達手段	特徴	課題
おおさか防災ネットの防災情報メール （携帯電話等へのメール）	・登録の必要あり。 ・被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。	・登録の促進
広報車	・防災用広報システムが使用できないときの代替手段となる。	・道路、橋梁等の損壊により使用不可となる。 ・津波到達時間が迫った時点での使用は被災の可能性があるため危険。
消防団、自主防災組織、自治区等	・岬町防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。 ・確実な伝達が可能。 ・同時に安否確認や避難状況の把握が可能。	・消防団員が減少傾向にある。 ・自主防災組織が形骸化している。 ・自治区への加入が低下している。 ・津波到達時間が迫った時点では被災の可能性があるため危険。
衛星携帯電話	・携帯電話の通話に規制がかかり、つながりにくいときでも通話可能。	・停電の長期化に備えて予備バッテリーの確保、充電が可能な発電機も合わせた整備が必要。
地上デジタル放送	・各種データ放送、字幕放送等。	・停電時には視聴不可となる。

イ　伝達体制の整備

（ア）　Ｊ-ＡＬＥＲＴと岬町防災行政無線など既存設備の再点検と対策津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、防災用広報システムの再点検と必要に応じた増設に努める。

（イ）　エリアメールなど多様な伝達手段の確保

携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国、本町及び府が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報メール・エリアメールを活用するほか、おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。また、岬町防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合に、放送内容を確認できる自動電話応答サービスの周知を行う。

さらに、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

（ウ）　電源確保体制の整備

Ｊ-ＡＬＥＲＴ、岬町防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保する。

（エ）　地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応

迅速な避難指示の発令、消防団、自主防災組織及び自治区等、避難支援者等への伝達体制を整備する。

（５）　防災事務に従事する者（町職員、消防団員等）の安全確保

ア　津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

イ　防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。

（６）　避難行動要支援者への避難支援

高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難を迅速に行えるよう支援方策を検討し、事前に取り決めておく。

６．津波浸水想定区域内における地下空間対策

本町の津波浸水想定区域内においては、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な施設等は現存しない。

今後、民間ビルも含めた地下街等の地下空間が整備される場合には、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）に準拠した取組を進める。

７．津波に強いまちづくり

本町及び府は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図る。

第４節　　水害予防対策の推進

本町は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、泉南地域水防災連絡協議会をはじめ、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施するものとする。

第１　　洪水（河川）対策

本町は、普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。

１．河川改修の推進

（１）　府知事管理河川の改修

ア　都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。

イ　長期的目標として、１時間雨量80㎜程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。

ウ　今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を１時間雨量50㎜程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも１時間雨量65㎜程度で床上浸水を発生させないこととし、地先の危険度の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合せ推進する。

エ　河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

（２）　町管理の河川

本町の管理する普通河川及び貯留施設の改修については、その必要箇所を把握した上で、防災緊急性の高いものから整備・改修を進める。

２．河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の点検・巡視を行い、予防対策を検討する。

第２　　高潮対策

伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

１．海岸地域

本町及び府は、高潮による海水の低地浸水に備えて、防潮水門等の適切な維持に努めるとともに、港湾施設の保全と相まって、高潮による浸水予防対策事業の推進を図る。府は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を

取り入れた防災対策を推進するものとし、本町はこれらと連携する。

２．水門・樋門・防潮堤の点検整備

本町及び府は、災害時に水門・樋門・防潮堤が十分な機能を果たすように、水門・樋門・防潮堤の点検を定期的に実施するとともに、水防訓練等により水門・樋門操作の万全を期すよう努める。

第３　水害減災対策

［資料編　28～29頁］

府は、洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

１．洪水予報及び水防警報等

（１）　洪水予報

ア　近畿地方整備局は、２以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本町に該当河川はない。

イ　府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者である町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本町では、番川、大川、東川、西川が該当する。

ウ　府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者である町長等に通知する。

エ　近畿地方整備局及び府は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

（２）　水位到達情報の発表

ア　府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）において、避難判断水位（町長の高齢者等避難の目安となる水位）を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者である町長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本町に、該当する河川はない。

また、その他の河川についても、本庁舎等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、本町へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

府は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

イ　府は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、関係機関等に通知するとともに、一般に周知する。

本町には、該当施設（水位周知下水道）はない。

（３）　水防警報の発表（泉南海岸）

ア　府は、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合、海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、海岸水防警報の発表を行う。

イ　水防管理者は、水防警報が発せられ、水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

（４）　水位情報の公表（番川、大川、東川、泉南海岸（深日港））

府は、管理河川、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

（５）　浸水想定区域の指定・公表

ア　近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

イ　府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

ウ　府は、その他の河川についても、町役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、本町へ浸水想定の情報を提供する。

エ　本町は、想定し得る最大規模の降雨により、下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

（６）　浸水被害軽減地区の指定

水防管理者である町長は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域を言う。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

（７）　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア　本町は、浸水想定区域の指定があった場合は、岬町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

①：洪水予報等の伝達方法

②：避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③：浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として本町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

④：名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

イ　上記アにより岬町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

①：岬町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を町長に報告する。

②：浸水想定区域内に位置し、岬町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図

るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町長に報告する。

③：浸水想定区域内に位置し、岬町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

ウ　本町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

２．洪水・高潮リスクの開示

（１）　洪水リスクの開示（番川、大川、東川、西川）

ア　府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

イ　町長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

（２）　洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

本町及び府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

また、本町は、総合防災マップ等の作成にあたっては、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。さらに、総合防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

３．防災訓練の実施・指導

本町及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、総合防災マップを活用しつつ行う。

４．水防と河川管理等の連携

（１）　本町及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。

（２）　水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

５．消防団等の強化

本町及び府は、消防団の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治区等多様な主体を水防活動の担い手として確保し、その育成、強化を図る。

６．ため池の治水活用

本町は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第４　　下水道の整備

本町は、市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策

に努める。

（１）　ポンプ場

淡輪第１雨水ポンプ場、淡輪第２雨水ポンプ場、深日第１雨水ポンプ場、深日第２雨水ポンプ場、多奈川第１雨水ポンプ場、多奈川第２雨水ポンプ場、多奈川第３雨水ポンプ場の建設に努める。

（２）　整備計画

下水道整備の全体計画を定め整備に努める。

第５　　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、本町は、府、ため池管理者等関係機関と連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

１．ため池防災対策

（１）　本町は、主要なため池について調査の上、老朽化の著しいため池について、概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全が保てるよう計画的に国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

（２）　本町は、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動などに対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に国・府の補助等による耐震整備を進める。

（３）　危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

２．ため池補強事業の推進

（１）　ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の早期把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制の推進に努める。また、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

（２）　本町は、気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区、水利組合、消防機関、地域住民の協力を得て巡視等監視体制の強化を図る。

（３）　ため池防災テレメータの活用による、正確な雨量やため池水位等のデータ収集により、迅速な災害対策活動の実施を図る。

（４）　本町は、防災意識の向上を図るため、ため池ハザードマップの作成やため池管理者等との情報伝達・連絡体制の整備に努める。

３．農業用水路、排水施設の防災対策

本町は、農業用水路等の管理者に対し、農業用水路の整備、排水施設等の改修・

延命化等の対策について啓発指導にあたるとともに、危険箇所について、国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

４．ため池の治水活用

本町は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第５節　　土砂災害予防対策の推進

［資料編　102～130頁］

本町は府ならびに関係機関と協力し、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するものとする。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

土砂災害警戒区域等とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された区域であり、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域とし、また土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として、知事が指定する。

府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為を制限し、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行うとともに、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

第１　　警戒避難体制の確立

本町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があったときには、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行なえるよう必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条）

岬町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。

また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

本町及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

１．情報収集及び伝達体制の整備

本町は、土砂災害から人命を守るために、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を住民と相互に共有できるシステム等の整備を推進し、情報収集伝達体制の確立に努める。

（１）　本町は、警戒区域、危険箇所等及び孤立のおそれがある山間部集落への情報伝達体制を強化するため、送受信可能な無線設備の設置を推進する。

（２）　本町は、気象予警報等の情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速的確に実施できるよう、岬町防災行政無線等の伝達機器の拡充を進めるとともに、地域住民への伝達手段の多様化、手順、ルートを定めておく。

（３）　本町は、警戒区域及び危険箇所等周辺に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が居宅する場合における情報伝達にも十分配慮する。

２．警戒避難体制の整備

本町は、警戒区域及び危険箇所ごとに、自治区及び自主防災組織等の関係団体との情報連絡体制の構築を推進し、避難場所等の周知徹底や日常からの避難経路の検討等により関係住民の安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

３．避難指示等の伝達体制

本町は、土砂災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに当該危険箇所の住民に対して避難のための避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）を行う。避難指示等を行った場合、本町は、警察官、消防団、自治区及び自主防災組織等の協力を得て、岬町防災行政無線や広報車等により危険箇所からの避難を住民に周知し、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

４．防災パトロール及び点検の実施

本町は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に警戒区域及び危険箇所等の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には随時パトロールを実施し、当該危険区域等の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の倒木及び危険雨量等について的確に把握しておく。

５．防災知識の普及

本町及び関係機関は、日頃から防災講座や広報紙による啓発、総合防災マップ等の配布より、地域住民に対し、防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

６．土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

本町は、総合防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、

避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第２　　土石流対策（砂防）

［付図　岬町総合防災マップ］

１．国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、砂防指定地（砂防法（明治30年法律第29号）第２条）を指定する。
２．府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
３．府は、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
４．本町及び府は、土石流のおそれがある渓流及び危険区域の把握・周知に努める。
５．本町、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第３　　地すべり対策

［付図　岬町総合防災マップ］

１．国土交通大臣は、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条）を指定する。
２．府及び近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
３．本町及び府は、地すべりのおそれがある箇所の把握・周知に努める。
４．本町、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第４　　急傾斜地崩壊対策

［付図　岬町総合防災マップ］

１．府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条）を指定する。また、災害危険区域（大阪府建築基準法施行条例第３条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
２．府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
３．本町及び府は、急傾斜地崩壊のおそれがある箇所の把握・周知に努める。
４．本町、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第５　　土砂災害警戒区域等における防災対策

１．斜面判定制度の活用

本町及び府は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。

２．「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、31条）

第６　　土砂災害警戒情報等の作成・発表

１．土砂災害警戒情報・土砂災害警戒準備情報

府と大阪管区気象台は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、町長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長等に通知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

２．土砂災害の防災情報

府は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

（１）　全域危険度判定状況
（２）　地域危険度判定状況
（３）　市町村内危険度判定状況
（４）　雨量観測所危険度判定状況
（５）　雨量レーダ情報

第７　　山地災害対策

府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保

全強化、流木対策等を推進する。さらに、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進するとともに、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

本町は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」の把握を行い、パンフレット等により、危険地域の周知に努める。山地災害危険地区には「山腹崩壊危険地区」（がけ崩れ）、「地すべり危険地区」（地すべり）、「崩壊土砂流出危険地区」（土石流）がある。

府は、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

第８　宅地造成及び盛土等対策

本町は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高め、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

本町は、作成・公表している岬町総合防災マップの地震ハザードマップで示している液状化危険度に基づき、液状化の危険性を住民に周知する。

本町及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。なお、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、本町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第９　道路防災対策

府道路及び町道路管理者は、管理道路の内、土砂災害のおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第６節　　危険物等災害予防対策の推進

第１　　危険物災害予防対策

泉州南消防組合は、本町と連携し、消防法（昭和23年法律第186号）はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

１．規制

（１）　立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
（２）　危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
（３）　関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

２．指導

（１）　危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
（２）　危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
（３）　危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
（４）　災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

３．自主保安体制の確立

（１）　大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
（２）　危険物施設事業所等に対し、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

４．啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

５．事業者の責務

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第２　　高圧ガス災害予防対策

泉州南消防組合及び府は、本町と連携し、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

１．規制

（１）　立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
（２）　関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

２．指導

（１）　危害予防規程の策定を指導する。
（２）　高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
（３）　販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

３．自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「大阪府高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

４．啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第３　　火薬類災害予防対策

泉州南消防組合及び府は、泉南警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

１．規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

２．指導

（１）　危害予防規程の策定を指導する。
（２）　火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

３．自主保安体制の確立

（１）　大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安教育講習等

の方法を指導する。

（２）　事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

４．啓発

危害予防週間（６月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第４　毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

１．規制

（１）　立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

（２）　危害防止規程の策定を指導する。

２．指導

（１）　立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。

（２）　学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。

（３）　営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

３．危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

４．啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第５　危険物積載船舶等火災予防対策

本町は、府等関係機関と連携して次の措置を講ずる。

（１）　海上災害対策組織の整備。

（２）　防災資機材の整備。

（３）　防災訓練の実施及び災害に関する広報。